

健康すいた21（第3次）計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

健康すいた21（第3次）計画策定支援業務

2 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に「健康すいた21（第2次）」を策定し、全国トップレベルの平均寿命・健康寿命の更なる延伸を目指すとともに、病気や障がい、介護の必要性に関わらず、必要な支援を受けながら「自分のやりたいことができる」状態を保つこと、つまり生活の質（QOL）の維持向上をめざしているところである。

次期計画においては、北大阪健康医療都市（健都）を中心とした健康・医療のまちづくりを引き続き推進するとともに、中核市移行に伴い、より身近で質の高い保健医療サービスの展開が必要となっている。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会情勢を考慮し、人々の健康意識の変化や新しい生活様式を反映した健康づくりの視点、次世代を含めたすべての世代の生活習慣の形成、更に、「健康寿命延伸にかかる市内基本方針」に基づき、健康無関心層を含めたすべての市民のライフスタイルに訴求する「くらしにとけこむ健康づくり」の推進が不可欠である。

以上を踏まえ、「自分らしく、笑涯、輝くまち すいた」の実現を目指し、「第3次吹田市健康増進計画」、「第3次吹田市食育基本計画」、「第2次吹田市歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「母子保健計画」の健康増進に係る部分を一体として「健康すいた21（第3次）」を策定するものである。

3 計画期間

計画期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの5年間とする。

4 業務内容

（1）現状分析及び課題の抽出

ア アンケート調査結果及び各種統計データ等を活用し、本市の抱える課題を分析・整理すること。

イ 上記アの分析をもとに、現行計画の各分野及びライフステージごとの課題を抽出すること。

ウ 課題抽出に当たっては、全国及び近隣市と比較を行い、本市の特徴を分析すること。

（2）計画素案の検討

上記（1）の内容をまとめるとともに、国・大阪府及び本市の他計画との整合性を図りながら、第3次計画の基本方針、重点項目、数値目標及び具体的な取組内容等をまとめ、計画素案を作成する。

（3）健康すいた21推進懇談会等（以下「懇談会等」という。）の支援

ア 懇談会等の議事録作成

第3次計画の策定にあたり、開催する懇談会等に参加し、議事録を作成すること。

また、議事録作成に当たっては、会議終了後1週間以内に要点まとめ、2週間以内に完成版を提出することとする。

なお、懇談会等はオンラインも含め10回程度の開催を予定。

イ 懇談会等資料の作成

懇談会等で提出する資料について音声データ資料も含め、発注者の指示のもと、必要に応じて作成すること。

なお、資料の作成期限は原則会議開催10日前までとする。

ウ 懇談会等の開催スケジュール（予定）

（ア）健康すいた21推進懇談会 年5回（7月、8月、9月、11月、2月）

（イ）健康すいた21推進幹事会 年5回（7月、8月、9月、10月、2月）

（4）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料を作成し、市民からの意見に対する回答案を検討・作成する。

（5）計画書の作成・印刷

パブリックコメント及び懇談会等での意見を踏まえ、計画書を作成する。

ア 計画書冊子 200部（A4版、2色刷り、200ページ程度）

イ 計画書概要版 1,500部（A4版、カラー刷り、8ページ程度）

ウ PDF等電子データ（アクセシビリティ対応）での提供

5 業務委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

6 注意事項

（1）本業務の履行に当たっては、発注者と綿密な協議及び連絡を行い進めること。

（2）本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。

（3）受注者は、個人情報の保護に関する法律や吹田市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

（4）本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。

（5）本業務の履行に当たり必要となる資料等については、その都度発注者から提供する。受注者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、契約期間終了後すべて返却する。

（6）本業務で履行した成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。なお、発注者に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり、支障のないものとする。

（7）業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに受注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

6 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。